

令和2年度 第1回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 会議概要

日時	令和2年(2020年)7月31日(金)午前10時から正午まで
場所	小田原市役所 7階 大会議室
出席委員	◎中野智一郎委員、○浅沼賢史委員、古澤英人委員、境隆志委員、瀬戸昌子委員、遠藤貴文委員、鈴木等委員、露木とし委員、福永吏子委員 (◎:委員長、○:副委員長)
オブザーバー	福田裕子氏、沼田昌男氏
事務局	福祉健康部部长、福祉健康部副部长、ケアタウン担当副部长(福祉政策課長)、福祉政策課総務係長、高齢介護課長、高齢介護課地域包括支援係長、高齢介護課地域包括支援係主査、高齢介護課地域包括支援係主任、障がい福祉課長、障がい福祉課副課長(障がい者支援係長)、障がい福祉課障がい者支援係主任、障がい福祉課障がい者支援係主事
欠席者	小野真由美氏(オブザーバー)
傍聴者	3名

【議題】

(1) 委員長及び副委員長の選出について

事務局

(説明)

資料2に基づき、委員長1名、副委員長1名の選出について説明。

委員長に中野委員、副委員長に浅沼委員を選出。

(2) 会議の公開について

事務局

(説明)

資料2、資料3に基づき、会議の公開について説明。

会議の公開について承認。

傍聴者及び横浜家庭裁判所小田原支部、横浜家庭裁判所、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会を議事に関係のある者(オブザーバー)として会議室への入室を承認。

(3) 審議事項とスケジュールについて

事務局

(説明)

資料4、資料5に基づき、審議事項とスケジュールについて説明。

全委員

質問なし。

(4) 成年後見制度を取り巻く現状と課題について

事務局

(説明)

資料6に基づき、成年後見制度を取り巻く現状と課題について説明。

全委員

質問なし。

(5) 小田原市成年後見制度利用促進指針の策定に向けて

事務局

(説明)

資料7に基づき、小田原市成年後見制度利用促進指針の策定について説明。

露木委員

(質問)

事業所だけでなく、当事者へのアンケートも行っているのか。

事務局

(回答)

当事者へのアンケート調査は行っていない。市民に対するアンケートとしては、昨年度、高齢介護課が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の中で成年後見制度の認知度について調査した。そこでは「成年後見制度について理解している」と回答した割合が三十数パーセントとなっており、市の想定を上回っていた。

遠藤委員

(質問)

具体的な数値目標などは指針に含めるのか、それとも地域福祉計画に盛り込んでいくのか。また指針が策定されたとして、令和4年度以降の計画の進捗管理については地域福祉計画の中で一体的に管理していくのか。

事務局

(回答)

具体的な数値目標までを指針に含めることは考えていない。計画の進捗管理は、令和4年度以降は地域福祉計画の中で行っていく予定。また協議会のなかで、実際に計画を推進していく上での課題などについて意見交換を実施しながら、適切な運用を図っていきたいと考えている。

境委員

(意見)

体制作りの大枠を議論するのではなく、例えば相談窓口を充実させるために、具体的に何を行うのかなどを話し合う必要があるのではないか。

中野委員長

(質問)

資料7のP4、普及啓発について意見はあるか。

福永委員

(意見)

ケアマネジャーや認知症の家族会の中で、成年後見制度が話題になったことがない。支援者側にも制度のことを知らない人が多いと思うので、普及啓発については市がより一層の周知活動を行っていく必要があるのではないか。

鈴木委員

(意見)

今の相談体制では、困った状況になってから相談が来るので、そもそも後見制度についての理解が十分に得られなかったり、資力がなくなっていて申立て自体も困難であったりする。そういった相談の前段階における支援体制に目を向けるべきではないか。

古澤委員

(意見)

ケアマネジャー、計画相談員、精神科病院の相談員など普及啓発の対象範囲と内容を決めたうえで、相談先の仕組みづくりや周知を行っていく必要があるのではないかと。

境委員

(意見)

現在は各団体が様々な取り組みを行っており、普及啓発一つを考えても色々な方法がある。この場でそれらのすべてを話しては時間が足りないので、具体策や仕組みについて話し合いを行う分科会を作ってはどうか。

瀬戸委員

(意見)

具体的な取り組みを行っても、自発的には相談できない人がいる。そのような人たちを、相談機関へつなげていくことが困難となっている。

中野委員長

(質問)

資料7のP5、相談体制の整備について意見はあるか。

瀬戸委員

(意見)

自身の課題に気づくことができない方や心を開くことができない方等、真に困っている方を早期に発見していくことのできる仕組みを市に作ってほしい。

古澤委員

(意見)

どの制度を利用したらよいかわからない人は多い。当事者からの相談を待つのではなく、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを積極的に説明し、利用を促していくような体制づくりをしてはどうか。

中野委員長

(質問)

資料7のP7、チームによる支援体制の構築について、実際に相談支援を行う立場として意見はあるか。

鈴木委員

(意見)

既存のチームとして機能している地域ケア会議等を利用していくことができると思う。ただし当事者自身も気づいていないニーズにまで応えていく体制を整えるためには、成年後見人の選任に至るまでの信頼できるパートナーをどう作っていくか、その方にとって必要な支援をどのようにコーディネートするかが大切である。成年後見人が地域のチームに繋がっていくまでの支援についても考えていく必要があると思う。

露木委員

(意見)

障がい分野においても自立支援協議会や担当者会議の中に後見人が参加することができればチームによる支援体制の構築が可能と思われる。しかし、そのためには後見人自身が参加したいと思えるような意識づけも必要だと思う。

中野委員長

(質問)

資料7のP8、協議会に専門職がどのように関わっていくことができるか、各士業団体から意見はあるか。

浅沼副委員長

(回答)

チーム支援という視点から考えると、部分的な時点における支援ではなく長期的な関係性を作ることが必要だと思う。

古澤委員

(回答・質問)

資料上の記載の内容について、基本的には協力できると思う。中核機関の事務局機能を担うなど点については、ばあとなあ神奈川の立場として鈴木委員はどのように考えるか。

鈴木委員

(回答)

協議会の役割と頻度に対してどこまで参加できるかについては、ばあとなあ神奈川内部で検討する必要があると思う。

境委員

(回答)

司令塔となる中核機関が様々な施策を考え、それを地域連携ネットワークが実行していき、そこで問題が出てきたときに協議会が話し合い行っていくのではないかと考えている。

中野委員長

(意見)

弁護士会としても前向きに協力していきたいと考えている。

露木委員

(意見)

協議会のメンバーに当事者の声を入れることも重要だと思う。

中野委員長

(質問)

中核機関に適任だと考えている機関について意見はあるか。

露木委員

(意見)

権利擁護の推進やあんしんセンターとの連携など、幅広い視点を持っている小田原市社会福祉協議会が望ましいのではないか。

古澤委員

(質問)

中核機関はいつ頃どこに設置するかなどの目安は決められているのか。

事務局

(回答)

令和4年度の設置を考えており、令和3年度にある程度中核機関の概要を決めて予算要求していく必要がある。実施主体については本委員会の意見を踏まえ決めていく。

境委員

(意見)

司令塔となる中核機関の中で広報・普及活動などの具体的な取組について検討をされることになると思う。この検討会では、そういった中核機関の活動を想定して今から様々な議論を重ねていくべきであると思う。

浅沼副委員長

(意見)

相談窓口の間口を広げて、幅広く意見を聞くことが望ましい。中核機関の委託先には、まるごと相談、法人後見、あんしんセンターなどを行っている小田原市社会福祉協議会がよいのではないかと。

遠藤委員

(意見)

小田原市社会福祉協議会としても、成年後見制度の利用促進が重要であると認識しているため、中核機関として活躍していきたいと考えている。

中野委員長

(質問)

資料7のP11、中核機関の機能の一つであるマッチング機能についての意見あるか。

浅沼副委員長

(意見)

中核機関には早い段階で当事者との関わりを持ってもらい、その方の背景をよく理解してもらうことで、適切なマッチングが可能になると思う。リーガルサポートでは立候補制を採っているが、本人情報シートの内容を確認したうえで候補者として立候補しても、実際には本人情報シートからは確認できなかった課題が見えてきて、他により適切な候補者がいたのではないかと感じることもある。

古澤委員

(意見)

現状では、マッチングは審判の申立を行った機関にお願いしているが、社会福祉士としても同様の見解である。

境委員

(意見)

行政書士としても同様の見解である。しかし中核機関で適切な後見人を選ぶというイメージが湧かない。当事者との関わりが深く過去の経過を知っているケアマネジャーなどが候補者について提案し、その判断について士業関係者が助言をすることはできると思う。

中野委員長

(意見)

弁護士としても同様の見解である。

沼田氏

(意見)

各ケース類型に対して適切だと思われる候補者候補について、裁判所、行政、中核機関が抱えているイメージを統一していく必要があると思う。

鈴木委員

(意見)

適切なマッチングであったかどうかの評価機能が中核機関にあるとよいのではないか。

中野委員長

(質問)

資料7のP12、後見人支援機能について意見はあるか。

福永委員

(意見)

私自身、夫の後見人となっているが、毎年の書類の作成に関する負担感や、本人の生存中ずっとやり続けなければならないという不安感がある。財産のこともあるため他者への相談もしにくい。後見人同士での相談の場など相談しやすい場を市に作ってほしい。

露木委員

(意見)

後見人辞任の申立てサポートも中核機関が行えるとよいのではないか。

沼田氏

(意見)

被後見人の抱える課題の変化や後見人の高齢化等、様々な要因によって現後見人が活動の遂行に支障をきたすことがあり得る。そのような事情を中核機関が把握して家庭裁判所に相談することができれば、後見人の交代や後見人の補佐を行う者の選任などを裁判所の権限で適切に行うことができるようになると思う。

中野委員長

(質問)

参考資料 10 の報酬助成について意見はあるか。

境委員

(意見)

できるだけ早く改正を行ってほしい。また後見申立て書類の作成援助を小田原市か小田原市社会福祉協議会などの機関に行ってほしい。

中野委員長

(質問)

指針の基本理念について事務局からの説明を求める。

事務局

(回答)

今回の委員会での意見と他市の例を参考に基本理念を考え、資料 8 を使って事務局まで送付してほしい。

【その他】

事務局

(説明)

第 2 回検討委員会は 11 月 4 日 (水) を予定している。会場等は改めて通知する。

【閉会】